

2018(平成30)年度

社会福祉法人光風会事業計画

2018(平成 30)年度社会福祉法人光風会事業計画

I. 理事会の開催予定

表 1 理事会の開催予定

月	日	曜	会議名	議案等
6	8	金	第 10 期 第 4 回理事会	前年度の事業報告及び決算報告
10	26	金	第 10 期 第 5 回理事会	上半期事業報告・財務状況報告
3	17	日	第 10 期 第 6 回理事会	次年度の事業計画及び当初予算

注) 理事会は、監事の参加を前提とするため、月日の変更がありうる。

II. 評議員会の開催予定

表 2 評議員会の開催予定

月	日	曜	会議名	議案等
6	24	日	第 10 期 2017 (平成 29) 年度 定時評議員会	前年度の事業報告及び決算報告
3	17	日	第 10 期 第 4 回評議員会	次年度の事業計画及び当初予算

III. 監事による監査の実施予定

定款に定めるもののほか、その都度必要に応じて行う。

IV. 法人の運営・事務処理計画

1. 定款及び経理規程に従い事務処理を行う。
2. 毎月開催する「事務局会議」において、理事長及び業務執行理事並びに各理事が、業務執行状況を報告し、事業進捗状況及び予算執行状況を確認する。

V. 企画・点検

月間計画表並びに年間計画表のとおり、事業内容を企画・点検する表3の会議を開催する。

表3 会議概要

会議名	開催曜日	時間	内容
事務局会議	第4金曜日	9:30～11:30	法人運営に係る会議 (理事全員参加)
オールスタッフ ミーティング (ASM)	4月1日	—	年間活動を共有する会議 (全スタッフ参加)
スタッフ ミーティング (SM)	第2金曜日	9:30～17:30	前月の活動を点検し、次月の企画を検討する会議
広報情宣会議	第4水曜日	9:30～11:30	広報情宣に係る会議
子ども研 運営会議	第1月曜日	14:00～16:00	子どもの問題研究所の運営会議 (所長・相談員参加)
現場会議	第1金曜日 第3・4金曜日	9:00～10:00 17:00～18:00	1週間の福祉事業所活動を確認する会議
作陶会議	第3水曜日	9:30～11:30	笠間焼工房「陽(yoo)」の作陶活動を 確認・点検する会議
ギャラリー 運営会議	第2水曜日	15:30～17:00	泉町ギャラリー「窯(YOO)」の活 動を確認・点検する会議

VI. 広報・情宣

1. 定款に従い財務公告を行う。
2. 特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会と協働し、広報・情宣活動を行う。
 - (ア) 月間計画表のとおり、「広報・情宣会議」を開催する。
 - (イ) パンフレットを更新し、賛助者募集活動を行う。
 - (ウ) 季刊誌「花信風」を年3回(6・12・3月)発行する。
 - (エ) 広報誌「陽光」を年4回(5・8・11・2月)発行する。
 - (オ) ホームページを毎月更新する。
 - (カ) アニュアルレポートを発行する。
 - (キ) 近隣市町村の公的広報誌等を活用した情宣を行う。
 - (ク) その他

VII. 家族支援

光風会が企画する研修会・学習会に、登録ユーザー家族へ参加を呼びかける。

VIII. 地域公益事業

1. 陶炎祭への参加
2. 黄門まつりへの参加
3. まちなかフェスティバルへの参加
4. フリーマーケットの企画・開催
5. 餅つき交流会の企画・開催
6. 渡里湧水群を生かす会への参加

IX. 研究・研修

1. 特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会と協働し、研究活動を行う。
2. 啓発研修会を企画・開催する。
3. 適宜研修受け入れを行う。

X. 渉外・研修派遣・連携

1. 各種研修派遣
2. 市町村地域自立支援協議会への参加
3. 市町村こころの健康相談への対応
4. 各種中間団体への対応
 - ① 医療保健福祉団体
 - a) 茨城県社会福祉施設経営者協議会
 - b) 茨城県共同募金会
 - c) 茨城県精神障害者支援事業者協会
 - d) 茨城県精神保健福祉士会及び日本精神保健福祉士協会
 - e) 水戸市精神保健福祉会
 - f) 笠間市福祉施設協働事業連絡協議会
 - g) 特定非営利活動法人 I ネット
 - ② 学術団体
 - a) 日本臨床心理学会及び精神保健従事者団体懇談会
 - b) 日本・病院地域精神医学会
 - ③ 地域団体
 - a) 泉町3丁目商店会
 - b) 渡里湧水群を生かす会

XI. 月間計画

表 4 月間会議計画

週	月	火	水	木	金
第1週	子ども研運営会議 14:00～				現場会議 9:00～
第2週			ギャラリー運営会議 15:30～		スタッフミーティング 9:30～
第3週			作陶会議 9:30～		現場会議 17:00～
第4週			広報情宣会議 9:30～		事務局会議 9:30～ 現場会議 17:00～

XII. 年間計画 … 年間計画表 P17

表 5 年間会議及び広報情宣計画

月	日	理事会・評議員会等	広報情宣発行物
4	1	オールスタッフミーティング(ASM)	
5	-		「陽光」
6	8	理事会	「花信風」
	24	定時評議員会・理事会	
7	-		
8	-		「陽光」
9	-		アニュアルレポート
10	26	理事会	
11	-		「陽光」
12	-		「花信風」
1	-		
2	-		「陽光」
3	17	理事会・評議員会	「花信風」

注) 毎月、ギャラリーのチラシを発行する。

XIII. 各事業体事業計画

表 6 事業分類 (新会計基準に基づく分類)

事業区分	社会福祉事業											公益事業				
拠点区分	生活支援センター「風(FOO)」 (水戸)						地域活動センター「光(KOO)」 (笠間)					—				
事業所名	総務本部	協働宿空(COO)「	グループホーム 颯(SOO)「	生活支援センター「風(FOO)」			笠間焼工房 陽(YOO)「	泉町ギャラリー 窯(YOO)「	地域活動センター「光(KOO)」			子どもの問題研究所				
サービス区分	—	短期入所事業	共同生活援助事業	生活訓練事業	生活介護事業	一般相談支援事業 注①	特定相談支援事業 注②	委託精神保健事業 注③	地域活動支援センター「I型」 (委託障害者相談事業) 注④	就労継続支援事業B型	(就労継続サテライト)	生活訓練事業	生活介護事業	特定相談支援事業	地域活動支援センター「II型	—
事業種別	—	自立支援給付			相談支援 地域生活支援				自立支援給付			相談支援	地域生活支援	—		
指定・委託関係	—	茨城県指定 〒811600212	茨城県指定 〒821600327	茨城県指定 〒811600212 多機能型、従たる事業所	茨城県指定 〒830100210	水戸市指定 〒830100210	3市委託(笠間・行方・桜川)	(水戸・笠間・茨城・城里・小美玉)	茨城県指定 〒811600212 多機能型、主たる事業所			笠間市指定 〒831600473	笠間市委託・水戸市補助	—		

注① 「一般相談」とは、精神科病院からの退院促進に係る「地域移行支援」及び「地域定着支援」を行う指定事業

注② 「特定相談」とは、障害福祉サービスをマネジメントする「計画相談」を行う指定事業

注③ 「委託精神保健」とは、市保健センターで実施している「心の健康相談」の受託事業

注④ 「委託障害者相談」とは、市町の障害者相談を「I型」として受託する事業。

A. 社会福祉事業

2018(平成 30)年度 社会福祉事業実施の方針

(社福)光風会の活動は、茨城県精神障害地域ケア研究会の活動を基盤に生まれました。「地域でともに生きる」理念を基盤に精神障害者支援に特化した実践を組み立ててきました。2001(平成 13)年設立当初に取り組んだ事業は、精神保健福祉法^(注1)により社会復帰施設として位置づけられた精神障害者地域生活支援センターです。

以降、制度的な課題としては、厚生労働省は、2004 年の「今後の障害保健福祉施策の改革試案(改革のグランドデザイン案)」を基盤とした、精神保健対策本部による「精神保健医療福祉の改革ビジョン^(注2)」を示しました。そして、2005 年には「介護保険法、障害者自立支援法、障害者雇用促進法」が国会上程されました。その後も精神障害者に係る様々な法成立、改正等々がなされ、2014 年には、「改正精神保健福祉法」と「障害者総合支援法^(注3)」の施行により、精神科病院に医療保護入院者^(注4)に対応する退院後生活環境相談員^(注5)を配置するといった、精神障害者の地域移行・地域生活を推進する施策が掲げられました。

地域生活支援に当たっての具体的課題は、障害福祉サービス^(注6)をうける全障害者に対応する「計画相談^(注7)」の実施を含めた、市町村における相談支援体制の構築です。その検討に当たっては、「協議会^(注8)」の機能と役割が重視されています。

一昨年は「改正障害者総合支援法」と、「国連」の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環としての「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

また、2014 年に「規制改革実施計画」が閣議決定され、2015 年には「社会保障審議会福祉部会」報告書^(注9)が出され、社会福祉法人に対して、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織と地域における公益的な取組を実施する責務が求められました。それが、2017 年4月1日に施行された社会福祉法等の一部を改正する法律です。

これらの動向を踏まえ、「医療」や「資本」が福祉に「参入」する状況の中、「共に生きる」諸課題に対応できるよう、社会福祉法人の変革が求められる節目の昨年に、光風会は新体制を組みました。

今年度は、社会福祉法人制度改革に対応しつつ、ユーザー・メンバーの高齢化に対応できるよう、相談支援体制の構築を視野に入れ、次の点^(注10)に重点を置いて活動を展開します。

- ① 短期入所事業(ショートステイ)においては、ユーザーの実態に即して、設置理念と活用実態とのずれを点検すると共に、グループホームと連動した事業展開を図ります。
- ② 共同生活援助事業(グループホーム)では、より協働性を重視した事業展開を図ります。
- ③ 生活訓練事業では、国際生活機能分類(ICF)に基づく「私のノート」を活用した個々に即した援助・支援を組み立てるとともに、精神科医療機関との連携を強化し^(注11)、新たなユーザーへ向けた情宣を図ります。
- ④ 生活介護事業では、ユーザーの「自立・自律」の課題を踏まえた具体的支援計画に基づき、高齢化やそれに伴う不安への対処といった、通所及び訪問による個別的支援を企画・実行します。
- ⑤ 一般相談支援事業^(注12)では、精神科病院の退院後生活環境相談員等との協働を前提として、退院可能な入院者に関する情報を収集し、計画的な退院促進支援に対応できるよう、県市行政へ働きかけます。
- ⑥ 特定相談支援事業^(注13)では、光風会登録ユーザーの具体的な援助・支援を組み立てるとともに、新規希望者については、各市町村及び「協議会」との連携はもとより、精神科医療機関のPSW等との連絡調整を主眼として対応します。
- ⑦ 障害者相談事業^(注14)及び委託精神保健事業では、「協議会」へ継続して参加し、障害者の援助・支援に関する具体的な課題を市町村へ提言します。また、委託市町村に居住する精神障害者等を対象とした「こころの健康・福祉相談日」については、訪問相談を併せて実施します。
- ⑧ 地域活動支援センターにおいては、ユーザーが活動性を高めるための自主活動を重点的に支援し、個々の水準に即した参加性を高める活動を継続します。
- ⑨ 就労継続支援事業 B 型においては、笠間市基幹相談支援センター^(注15)と及び笠間市地域自立支援協議会との連絡を密にし、特別支援学校や精神科病院等との連携強化^(注16)を図るとともに、販売活動の再点検を行います。
- ⑩ 全事業をとおして、ユーザー担当スタッフについては、ユーザーがスタッフ 1 名を選ぶこととします。選ばれた担当者は、ユーザーの意向に配慮して、もう 1 名の担当者を選ぶこととします。

【社会福祉事業実施の方針の注記】

- 注 1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」
- 注 2) ビジョンの枠組みは次の 3 点で、「今後の精神保健医療福祉施策について」を受けたもの。
① 国民の理解の変化 ②精神医療の改革 ③地域生活支援の強化
- 注 3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- 注 4) 医療保護入院とは、精神障害者の医療・保護のため、精神保健指定医の診察に基づいて、本人の同意がなくても、家族等の同意で入院させる制度。
- 注 5) 退院後生活環境相談員は、入院時から退院を見据えた支援をする精神保健福祉士等で、退院後に利用する地域生活援助事業者(障害福祉サービス事業者・介護保険事業者)を紹介する。
- 注 6) 障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に定める個別給付の事業。光風会では、「就労継続支援事業 B 型」「生活訓練」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」が該当する。市町村からの委託事業である「地域活動支援センター」は除かれる。
- 注 7) 計画相談とは、特定相談事業で行う相談支援で、介護保険における高齢者のケアマネジメントに相当する。障害者が障害福祉サービスを利用する際に、その計画を立てる。
- 注 8) 「協議会」とは、地方公共団体が設置する関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会。その名称は、地方公共団体が決める。以前は「自立支援協議会」という名称に決められていた。
- 注 9) 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフィッティング確立」として、社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置づけの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化が指摘された。
- 注 10) ①～⑨は、表 4 の「サービス区分」に記した番号に対応する。
- 注 11) 精神科デイケアについて、地域生活支援のあり方の課題として検討されている。
- 注 12) 精神科病院等からの退院を促進する事業で、「地域移行支援」と「地域定着支援」がある。
- 注 13) 注 7) 参照
- 注 14) 障害者相談事業とは、市町村が行う一般的な相談事業で、相談支援事業者へ委託することができる。地域活動支援センター I 型が受託している。
- 注 15) 基幹相談支援センターは、市町村が設置することのできる三障害(身体・知的・精神障害)に対応するセンターで、相談支援事業を取りまとめる役割を持つ。笠間市の場合は、「佐白の館」に置かれ、笠間市地域自立支援協議会の事務局を笠間市社会福祉課とともに担っている。
- 注 16) 笠間市地域自立支援協議会に、友部特別支援学校やこころの医療センターも参加している。

2018(平成 30)年度社会福祉事業計画

表 7 事業所基本事項

拠点区分	生活支援センター「風(FOO)」 (水戸)							地域活動センター「光(KOO)」 (笠間)					
事業所名	協働宿 空(COO)「	グループホーム 颯(SOO)「	生活支援センター 風(FOO)「					笠間焼工房 陽(YOO)「	泉町ギャラリー 窯(YOO)「	地域活動センター 光(KOO)「			
サービス区分	①短期入所事業	②共同生活援助事業	③生活訓練事業	④生活介護事業	⑤一般相談支援事業	⑥特定相談支援事業	⑦委託精神保健事業	⑧地域活動支援センター「1型 (委託障害者相談事業)」	⑨就労継続支援事業B型 (就労継続サテライト)	③生活訓練事業	④生活介護事業	⑥特定相談支援事業	⑧地域活動支援センター「ロ型
定員	4名	6名	6名	6名	—	—	20名	10名	6名	6名	—	15名	
職員定数	管理者1名 サービス管理責任者1名		管理者1名		施設長1名		管理者1名 サービス管理責任者1名		管理者1名	施設長1名			
	生活支援員1名	世話人1名	訪問支援員1名	生活支援員1名	精神保健福祉士1名 看護師1名	相談支援専門員1名	支援員2名	就労支援事業指導員1名	生活支援員1名	職業指導員1名	訪問支援員1名	生活支援員1名 精神保健福祉士1名 看護師1名	相談支援専門員1名
所在地	水戸市見川一丁目1183番地の2	サテライト・笠間市笠間1550番地の1 本体：水戸市見和三丁目1455番地の1	水戸市渡里町2844番地の5					笠間市笠間1686番地の1	水戸市泉町三丁目2番11号	笠間市笠間1686番地の1			

表 8 営業日及び営業時間

事業所名	営業日	営業時間
笠間焼工房 「陽(yoo)」	月～金	9:30～17:30
泉町ギャラリー 「窯(YOO)」	火・水・木・土 月間計画により日曜日	上半期(4月～9月) 夏時間 10:00～18:00 下半期(10月～3月) 冬時間 10:00～17:00 但し、木曜日は 17:00 まで
地域活動センター 「光(KOO)」	月～金 注1)	9:30～17:30 但し、金曜日は 16:00 まで
生活支援センター 「風(FOO)」	月～土 注2)	10:00～18:00 但し、金曜日は 16:00、土曜日は 19:30 まで
協働宿 「空(COO)」	利用者との調整により別途作成	
グループホーム 「颯(SOO)」	無休	

注1) 月間計画により土・日曜日を開設する。

注2) 月間計画により日曜日を開設する。

表 9 笠間焼工房「陽(yoo)」就労継続支援事業B型 週間計画

曜日 時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
9:30～	ミーティング					休館日	休館日
9:45～	作業	作業	創作・制作	作業	作業		
10:30～	休憩						
10:50～	作業	作業	創作・制作	作業	作業		
12:00～	昼休み						
13:30～	創作・制作	創作・制作	作業	創作・制作	創作・制作		
14:30～	清掃、ミーティング						
15:00	終了						

表 10 泉町ギャラリー「窯(Y00)」週間計画

時間	営業時間	スタッフ X	火曜日・水曜日・木曜日		土曜日 (日曜日)
			スタッフ A スタッフ B	メンバーA 班 ユーザーB 班	メンバー ユーザー (自主通)
9:00					
10:00		移動・準備	移動・清掃	移動・清掃	移動・清掃
11:00			A	A	
12:00			(移動)	(移動)	
13:00			(移動)	(移動)	
14:00		休憩	B	B	
15:00			(移動)	(移動)	
16:00					
17:00					
18:00		整理			
19:00					

注) 開店曜日：原則 火・水・木・土

開店時間：上半期（4月～9月）10:00～18:00、下半期（10月～3月）10:00～17:00

但し、木曜日は17:00まで

開店日については、月間計画により、毎月掲示します。

表 11 地域活動センター「光(KOO)」及び生活支援センター「風(FOO)」週間計画

曜日		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
開館時間	光	9:30～ 17:30	9:30～ 17:30	9:30～ 17:30	9:30～ 17:30	9:30～ 17:30	—	休館日(月間計画により開設)	
	風	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 16:00	10:00～ 19:30		
事業									
生活訓練		日常生活課題・社会性課題・対人関係課題等の生活課題について、個別支援計画に基づき実施する。							
生活介護		日常生活課題・社会生活課題等について、個別支援計画に基づき実施する。							
相談支援		開館時間対応							
地域活動支援センター	ユーザー企画	【クラブ活動】 お針子さん(パッチワーク)、よそうやさん(競馬予想)、お茶クラブ(茶道)、風雀(麻雀)、デンゲルナ(散歩)、一寸其処迄(散歩)、映るんです(写真)及び新規クラブは、ユーザー主体の活動のため適宜実施する。							
	スタッフ企画	【社会資源調査団】【はばたけ母ちゃんの会】月間計画による。 【昼・夕食会】適宜実施する。 【食事会】月間計画に基づき実施する。 【入浴】「風(FOO)」のみ開館時間対応。毎月26日は「風呂の日」企画。 【新企画】 ユーザーの実態に即し、スタッフミーティングで検討し、単発・連続企画を設定する。具体的には、ミーティング・学習会・体験活動等で、個別給付事業も含む。							
緊急電話相談		毎日24時間							

注) 土曜日は、「風(FOO)」のみ開設。「光(KOO)」は月間計画により土曜日開設。

表 12 月間計画

週	月	火	水	木	金	土
第1週					現場会議(9:00～) 【事務日】	
第2週			ギャラリー運営会議 (15:30～)		スタッフミーティング (9:30～)	
第3週			作陶会議 (9:30～)		【こころの健康・福祉相談日】 現場会議(17:00～)	
第4週			広報情宣会議 (9:30～)		【環境整備の日】 現場会議(17:00～)	

注1) 月間活動計画は月毎に定める。

注2) 事務日及び環境整備の日は休館とする。

注3) 年間計画は、年間計画表のとおり。

注4) 会議構成メンバーは、組織図のとおり。

注5) こころの健康・福祉相談は電話予約制とする。

対象者は、受託市町村に居住し、精神科に通院している方。

相談目的は、精神医療保健福祉や計画相談、登録に関する事。

*訪問による相談は適宜実施する。

表 13 事業実施内容

1. 就労継続支援事業 B 型	① 笠間焼製品の作成	a. オカリナ、鳩笛の製造	
		b. 食器、植木鉢の製造	
	② 笠間焼製品の販売	a. 上記①の製品の委託販売	
		b. 陶炎祭等への参加・販売	
	③ 創作・制作活動	a. 自由に陶芸を楽しみ、表現する	
b. 作陶研修、陶芸展鑑賞			
④ 社会・生活活動	a. 実習生依頼への対応		
	b. 陶芸教室の開催		
⑤ サテライト活動 (泉町ギャラリー)	a. 製品販売、委託販売		
	b. 常設展示、企画展の開催		
	c. ギャラリー対応ユーザーミーティング		
2. 生活訓練事業	① 通所訓練	A.自己対象化活動	a. ICFに基づく「私のノート」等を用いたミーティング
		B.日常生活訓練	a. 自立を図るための、食事会、入浴、金銭管理ミーティング等による日常生活訓練
		b. 活動ミーティングを通じた計画性獲得の訓練	
		C.対人関係支援	a. 自分の話をする、他人の話を聞く
	b. コミュニケーション課題における自己表現の支援		
	D.社会性支援	a. 地域生活のルール等に関する学習会	
		b. 社会資源の学習会(Study Of Life)	
	② 訪問訓練	a. 自宅での生活(くらし)をつくる支援	
b. 交通機関、金融機関、役所等の活用支援			
c. 対人不安等へ対処するための外出訓練			
3. 生活介護事業	① 日常生活援助	a. 買い物等の外出援助、交通機関等の利用援助	
		b. 食事、健康管理等の援助	
		c. 「後始末」に関する援助	
	② 作陶等の創作活動援助		
③ その他、個別支援計画に基づく社会生活上必要な援助			
4. 短期入所事業	① 食事課題への対応	② 入浴援助・支援	③ 生活訓練
	④ 生活相談	⑤ 健康管理	
5. 共同生活援助事業	① 調理、洗濯及び掃除等の家事への支援	② 相談及び助言	
	③ 余暇活動の支援	④ 健康管理・金銭管理の援助	
6. 地域活動支援センター経営事業	① 当事者活動	a. クラブ活動(ユーザー3名以上の申請による)	
		b. 各種ミーティング等	
	② 社会活動	a. カミングアウト活動	
		b. 社会資源調査団等	
	③ 文化活動	a. 日本伝統文化に即した年中行事	
		b. 飲茶会等	
	④ 生活活動	a. 昼食会・夕食会・食事会(スタッフ企画)	
b. 入浴等			
⑤ 訪問支援	a. 介入訪問		
	b. 要請訪問		
⑥ 地域交流啓発事業(餅つき交流会等)			
7. 相談支援事業	特定	① 計画相談支援(サービス利用計画の作成)	
	一般	② 地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)	
		③ 委託障害者相談事業 注)	
		④ 受託精神保健事業	
8. 緊急電話相談事業	① 24時間365日対応緊急電話相談		
9. その他	① 地域自立支援協議会への参画等、他機関との連携		
	② 実習生依頼への対応		
	③ その他の行政からの委託事業		

注)「こころの健康・福祉相談」は、委託障害者相談事業として実施。適宜、訪問相談を実施。

表 14 社会福祉事業職員一覧

事業・業務 所属・氏名		業務別職名				
		就労継続支援 B型	生活訓練、 短期入所、 共同生活援助	生活介護	指定相談支援	地域活動 支援センター
工房「陽(yoo)」	菅原 淳一	工房長 職業指導員	—	—	—	—
	筒井 まり子	ギャラリー店長・ 就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	鷺野谷まち子	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	栗原 徹	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	栗林 礼子	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
「光(KOO)」 「風(FOO)」 「空(KOO)」 「凧(SOO)」	松本 直行	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	管理者(水戸)	—
	鈴木 宗夫	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	管理者(笠間) 相談支援専門員	「光(KOO)」 施設長
	川島 麻子	—	精神保健福祉士 訪問支援員	サービス管理責任者 精神保健福祉士	相談支援専門員	「風(FOO)」 施設長
	檜山 郁	サービス管理責任者 生活支援員	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	相談支援専門員	生活支援員
	国府田まゆみ	サービス管理責任者 生活支援員	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	—	生活支援員
	宇梶 孝	—	精神保健福祉士	精神保健福祉士	—	生活支援員
	高橋 寿子	—	精神保健福祉士	精神保健福祉士	—	生活支援員
	野中 美保	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	松田 真紀子	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	高松 由加	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	諏佐 かづ子	—	—	看護師	—	—
	鈴木 和美 (新規採用)	—	—	看護師	—	—
	鈴木 美智子	—	—	—	—	パッチワーク 講師
	松本 えり子	—	—	—	—	調理講師
	吉田 紘子	—	—	—	—	茶道講師
本部	高島 真澄	生活支援員	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	—	—
	斎藤 悟	—	サービス管理責任者 精神保健福祉士	精神保健福祉士	相談支援専門員	—
	杉山 真理子	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員

注1) 「陽(yoo)」の就労支援事業指導員は、全員陶芸家である。

注2) 「ゴシック体」が理事

B. 公益事業

2018(平成 30)年度 子どもの問題研究所事業計画

1 事業目的

現代の多くの母親は、核家族化、少子化の時代状況の中で育ち、幼い頃から具体的な子育てに触れる体験や機会がないまま成長しています。しかも人間関係がほとんど解体した地域社会の環境の中で子育てをせざるを得ません。それによって子育て不安や孤立感を抱く母親が増加し、深刻化する児童虐待の心理的背景になっています。そのような状況での子育ては、将来的に子どもの精神的課題を生起することにつながります。

また、学校教育現場における「いじめ」や不登校児童・生徒の増加、学級崩壊等の現象は、ますます悪化しています。

「障害のある人の権利に関する条約」では、障害のある子どもについて、地域社会で生活する平等の権利の享受と、インクルージョンの考え方に立ち、障害のない子どもと共に成長できるような支援を提供される権利が規定されています。障害児支援が強化される中、児童福祉法では、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されました。しかし、放課後等デイサービスの利用によって、障害のある子どもの放課後生活が地域から離れたものになり、保育所等訪問支援が、障害のある子どもの早期における選別を進めかねない現状があります。

このような状況に対処するため、子どもの問題研究所(以下「子ども研」)は、課題を抱える母親への子育て支援、心理・教育相談に関する学校教育現場へのスーパービジョン、また「茨精研ICAM」と協働での研究活動を通し、子どもの主体性と自由性を主軸においた「子育て・子育て」課題に対処すべく、具体的、実践的活動を継続します。

2 事業内容

1) 相談員派遣事業

前年度までに引き続き、笠間市、桜川市、行方市において実施する乳幼児健康診査に相談員を派遣し、母子の抱える問題への早期対応、個別の育児相談を実施します。

これまで笠間市の健診は、笠間・友部・岩間の3か所で実施されていましたが、2018年度から、新設の「地域医療センターかさま」1か所で実施されることとなります。

また、行方市における個別相談の対応日数が増加します。

乳幼児健康診査を経て発達障害等が発見された子どもの療育の場である、「日立市さくらんぼ学級」における、支援員へのスーパーバイズ及び保護者研修会講師としての対応を2018年度も継続します。

2) 学校教育相談、児童・生徒指導支援活動

前年度までに引き続き、リリー文化学園リリーベール小学校へスクールカウンセラーを派遣します。ここでは児童への具体的対応方法について教師に助言することを中心に、必要に応じ児童へのカウンセリング、保護者へのカウンセリングを実施します。

また 2016 年度から、茨城県が実施する放課後児童支援員研修会において、「障害を持つ子どもの育成支援」の講師の依頼を受け対応していますが、今年度も継続する予定です。

その他、子育て研修会等への講師派遣依頼に随時対応します。

3) 研究活動

2015 年度、「茨精研 ICCAM」と協働で作成してきた「子育て・子育て援助・支援ガイドライン」(以下「ガイドライン」)が完成しました。「子ども研」がかねてから提言している「親がなくとも子は育つ」社会の創設のためには、子育てに関わる専門家が、現在の「子育て」がどのような環境にあり、それが「子育て」にどのような影響を与えるのか共通認識を持つことが不可欠です。「ガイドライン」はこの課題を専門家間で共有するために作成しました。2016 年度は、那珂市の指導主事研修会や潮来保育所の保育士勉強会等で、2017 年度も、リリーアカデミーグループ幼児部門の職員研修会、放課後児童支援員研修会において活用しました。2018 年度も引き続き研修会等において、「ガイドライン」を活用していきます。

また、市の保健センターでは、精神障害者のデイサービスを廃止する方向にある中、若い保健師が精神障害者支援について学ぶ機会がなくなっている状況にあります。

この課題に対し「茨精研 ICCAM」と協働で、保健師を対象とした勉強会の企画を予定します。

3 「研究所」の運営

1) 所在地

水戸市見川 1 丁目 1183 番地の 2 メゾン・ド・リヴィエールB102

2) 「研究所」開設日

原則として、毎週水曜日及び土曜日午後

ただし、留守電及び FAX による対応は随時行う

3) 職員

職名	氏名	所属・資格等
所長	高橋 寿子	精神保健福祉士・レクリエーションコーディネーター 市町村乳幼児健康診査等相談員派遣対応
主幹相談員	高松 由加	常磐大学学生相談員 市町村乳幼児健康診査等相談員派遣対応

4) 対応評議員

氏名	所属・資格等
高橋 活夫	茨城県土浦児童相談所所長 放送大学学術修士、社会福祉士
丸山 広人	茨城大学教育学部准教授(教育心理学、臨床心理学) 臨床心理士、茨城県教育委員会スクールカウンセラー
加倉井 正	那珂市教育支援センター長